

## 愛南泊まって得旅キャンペーンQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	どのような方が対象となりますか？	町内の登録宿泊施設に宿泊した方が対象です。ただし、愛南町民は対象となりません。
2	どこに泊まってもいいのですか？	本事業に登録している宿泊施設が対象です。町ホームページに登録業者を掲載します。
3	1日目と2日目、違う宿泊施設に泊まるのですが、どうなりますか？	それぞれの施設で宿泊証明書をもらってください。領収書については、2泊3日分の間に商店等を利用したものが対象となります。
4	何に使ったお金でもいいのですか？	宿泊費以外で、町内にある商店等で利用していれば対象となります。ただし、領収書の原本が必要です。
5	愛媛県の宿泊割引キャンペーンを利用して予約したのですが、対象になりますか？	予約した施設が本事業の登録施設であれば、他の宿泊キャンペーンを利用していても対象になります。
6	領収書はレシートでもかまいませんか？	レシートでは受け付けられません。会計の際に、領収書を発行してもらってください。
7	領収書をなくしてしまいました。	領収書で金額が確認できることが条件なので、申し訳ありませんが対象金額に含めることができません。
8	子ども含めて家族4人で宿泊します。金額はどうなりますか？	1万円以上の利用に対し5千円キャッシュバックします。ただし、宿泊人数×5千円が上限となります。4人で宿泊し、4万円以上ご利用いただいた場合、4人×5千円の2万円が上限となります。
9	乳幼児は対象になりますか？	宿泊費が発生していない場合は、宿泊人数に含まれないので、対象外となります。
10	利用回数に上限はありますか？	宿泊期間が異なり、利用金額が条件を満たしていれば、何回でも申請できます。
11	なぜ宿泊料は対象金額に含まれないのですか？	本事業により、宿泊施設の利用を促進するとともに、愛南町内の観光施設や商店等を広く利用していただきたいためです。
12	いつ宿泊した分から適用されますか？	本事業は8月10日（水）にスタートします。登録完了している施設であれば、8月10日宿泊分から適用となります。
13	スーパーやコンビニで購入した金額も対象になりますか？	愛南町内の商店等での利用であれば、対象となります。ただし、レシートではなく、領収書が必要です。
14	9月30日に宿泊を予約しています。10月1日の買い物も対象になりますか？	宿泊当日と翌日の利用金額が対象となりますので、10月1日の買い物も含まれます。
15	どうしたらキャッシュバックしてもらえますか？	登録宿泊施設で宿泊した際、宿泊証明書付の申請書と返信用封筒を施設でお受け取り下さい。申請書に必要事項の記入と押印、領収書を添付し、返信用封筒で役場まで郵送してください。審査の上、後日ご指定の口座に振込いたします。
16	食事付きのプランで宿泊するのですが、どうなりますか？	食事の金額のみ、対象金額に含まれます。宿泊施設で食事代金のみ領収書を発行してもらってください。
17	宿泊を取りやめた場合、キャンセル料はどうなりますか？	対象者のご都合やキャンペーンの終了等、事情を問わず、宿泊を取りやめた場合に発生するキャンセル料等は、本事業ではお支払いできません。